塩竈市 土地売却に係る一般競争入札案内書 (令和6年12月実施)

塩竈市総務部 管財契約課管財係

目 次

一般競争入札物件	 3
一般競争入札の流れ	 4
一般競争入札実施要領	 5
入 札 心 得	 8

一般競争入札物件

番号	区分	所在	地目	地積
物件1	土地	塩竈市泉沢町82番1	原野	$4,317 \text{ m}^2$
物件2	土地	塩竈市泉沢町 82 番 94	宅地	168.57 m²
物件3	土地	塩竈市泉沢町 82 番 95	宅地	170.52 m²

○物件にかかる注意点

- ・物件の引渡しは、現状有姿のままとなりますのでご了承下さい。
- ・泉沢町82番1、82番94、82番95まとめての売却となります。
- ・面積は、公簿面積での契約となります。
- ・該当地の一部に下水道管が埋設されているため、地上権設定が必須となります。
- ・開発に当たっては、建築基準法、その他法令、条例に従って適切に行って下さい。

一般競争入札の流れ

1. 資料閲覧 ○申込期間 令和6年10月1日(火)から令和6年12月2日(月)まで 及び申込期間 ・申し込みをされる方はあらかじめ入札物件の下見(現地確認)をしてください。 ・入札参加申込書に、塩竈市管財契約課収受印を押印しお渡ししますので、入札 の際は忘れずにご持参ください。 2. 現場説明 ○日時 令和6年12月11日(水) 午前10時30分から午前11時00分まで ・塩竈市泉沢町82番1、82番94、82番95の物件所在地にて説明します (参加は任意) ・印鑑をお持ちください(認印でも可です) 3. 入札保証金 ○日時 令和6年12月18日(水) 午後1時00分から1時15分まで の納付 ○場所 塩竈市役所4階 入札室 ・入札書に記載した金額の『100分の5以上』の金額を納付し、預かり証をお受 け取りください。 4. 入札 ○日時 令和6年12月18日(水) 午後1時30分より ○場所 塩竈市役所 4 階 入札室 ・塩竈市管財契約課収受印のある入札申込書を提出してください。(忘れた場合 は入札に参加できません) ・代理人は委任状も提出してください。 ・市が設定した予定価格以上の金額で最高額を入札した方が落札者となります。 ・入札回数は3回までとします。(余分に入札書をご用意ください) 1 5. 落札 落札者以外は、預り証と交換で入札保証金を返還します。 6. 契約の締結 ・ 令和 6 年 12 月 25 日(水)までに契約を締結しますので、契約金額の『100 分の 10以上』の金額から、入札保証金の差し引いた金額を納付してください。 並びに契約保 ・市より「納入通知書」を発行しますので、市役所庁舎内にある会計課もしくは 証金の納付 指定金融機関窓口にてお支払ください。 \downarrow ・契約締結日から30日以内に、契約保証金を除く残額を納付してください。 7. 売買代金の納 ・市より「納入通知書」を発行しますので、市役所庁舎内にある会計課もしくは 付 指定金融機関窓口にてお支払ください。 8. 所有権移転登 登記の手続は塩竈市が行います。 記及び引渡し ・登録免許税は、落札された方の御負担となります。 ・土地引渡書を提出していただき、登記完了証をお渡しします。

一般競争入札実施要領

1. 入札の日時

令和6年12月18日(水)午後1時30分より

2. 入札の場所

塩竈市旭町1番1号 塩竈市役所4階 入札室

3. 入札参加申込受付

(1)申込受付日時

令和6年10月1日(火)から令和6年12月2日(月)まで 午前9時から午後5時まで ※土曜日、日曜日、祝日を除く

(2)申込受付場所

塩竈市旭町1番1号 塩竈市役所2階 総務部管財契約課管財係

(3)申込に必要な書類

- ・土地売却に係る一般競争入札申込書 兼 誓約書(様式第1号)
- ・宣誓書兼個人情報の取扱いに関する同意書
- ・添付書類(各証明書は発行後3カ月以内のもの)
- ア. 個人の場合 ①住民票抄本 ②印鑑登録証明書(各1通)
 - ③納税証明書(市県民税・固定資産税【令和4年度分及び令和5年度分】)
- イ. 法人の場合 ①現在事項全部証明書 ②代表者の印鑑登録証明書(各1通)
 - ③納税証明書(法人市民税【直近2年度分】・固定資産税【令和4年度分 及び令和5年度分】)

ただし、法人の場合で令和5年度・6年度の塩竈市指名競争入札参加資格承認簿に登録されている者は添付書類の提出は必要ありません。

4. 入札参加資格

入札の参加申込は、個人、法人を問わず、次に掲げる事項に該当しなければ、どなたでもできます。

【申込みできない方】

- ① 一般競争入札の当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない 等、地方自治法施行令第167条の4に定める資格制限にふれる者
- ② 塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱(平成20年告示第93号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等に該当する者又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
- ③ 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等の不適当な行為をする者

5. 入札保証金

入札参加者は、希望入札金額の『100分の5以上』に相当する金額を現金等により入札当日の午後1時00分から午後1時15分までに入札場所で納付してください。この入札保証金を返還するときは、利息を付しません。ただし、落札者にはこの入札保証金を返還せず契約保証金に充当します。

6. 落札者の決定

予定価格以上の者で有効札の最高価格とします。 最高価格が2者以上いる場合はくじ引きにより決します。

7. 現場説明

令和6年12月11日(水) 物件所在地において午前10時30分から行います。

8. 契約保証金

契約金額の『100分の10以上』(落札者のみ) この契約保証金は売買代金の一部に充当するものとします。

9. 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格の無い者の行った入札、及び入札に関する要件に違反した入札は 無効とします。

10. 契約

落札者は、令和6年12月25日(水)までに売買契約を締結します。なお、売買代金以外にも売買契約書に貼付する収入印紙、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の 負担とします。

11. 売買代金の残金の納付

売買契約を締結した者は、売買契約締結の日から 30 日以内に塩竈市が発行する納入通知書により、売買代金から契約保証金を差し引いた金額を納付するものとします。

12. 土地の引渡し及び所有権移転登記

- (1) 落札物件の所有権は、土地代金が完納されたときに移転することとします。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、塩竈市において行います。なお、所有権の移転登記名義は売買契約書の買受人名義(入札書に記載の落札者名義)で行います。
- (3) 所有権の移転に要する一切の費用(登録免許税等)は、買受人の負担とします。
- (4) 土地の引渡しは、売払代金の納付を市が確認した後、売払代金納付時の現状有姿のまま引き渡します。なお、引渡しに関する一切の費用は、買受人の負担とします。
- (5) 買受人は、落札物件の所有権移転前に、その物件に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。

13. その他の注意事項

- (1) 現場説明に不参加の方が入札に参加した場合は、現場説明における各種事項について、全て了知されているものとみなします。
- (2) 物件の引渡しは現状有姿のままで行うので、必ず事前に現地の状況等を確認し、都市計画 法・建築基準法等、法令に基づく制限等も調査確認を行ってください。敷地内に存在する 工作物等においてもそのままの引渡しとなります。土地の利用制限等についても、あらか じめ各自で関係機関に確認を行ってください。
- (3) 買受人が、売買契約書に定める義務を履行しないために、塩竈市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (4)確定測量、地質調査等は実施していませんので、必要な場合は、所有権移転後に買受人が行ってください。(※地盤調査は一部実施)
- (5) 該当地の一部に下水道管が埋設されているため、地上権設定が必須となります。地上権設定の手続きについては塩竈市上下水道部下水道課施設管理係(電話:022-364-2193)が担当となります。また地上権設定に係る費用は落札者負担となります。
- (6) 開発事業が概ね1,000㎡を超えるときは塩竈市教育委員会に開発計画を伝え、埋蔵文 化財包蔵地事前確認申請書を提出してください。
- (7) 契約締結後に、土地等に関する不具合が発見された場合であっても、買受人は売買代金の 返還及び減額の請求又は損害賠償の請求を求めることができません。この場合において、 塩竈市は契約不適合責任を負わないものとします。

宮城県塩竈市旭町1番1号 塩竈市総務部管財契約課管財係 電話022-355-5781 FAX022-364-5304

入札心得

- 1. 代理人により入札する場合は、委任状を提出し、受任者名にて行うこと。(必ず受任者は自身の印鑑を持参すること)
- 2. 落札者は、入札に参加した中で最高金額を提出した者が予定価格より上回った場合であり、予定価格を超えない場合は再度入札いたします。
- 3. 入札回数は3回以内とします。(余分に入札書をご用意ください)
- 4. 開札後直ちに、全入札者の氏名、入札金額を発表します。
- 5. 金額は、総額で記入してください。(消費税は、課税されません)
- 6. 入札書の金額訂正及び二度書きは無効となります。
- 7. 入札保証金は、第1回目の入札額の5%以上を準備して持参ください。落札できなかった場合はその場で返却します。落札者については、10%以上の契約保証金の一部に充当します。
- 8. 参考(売買契約書及び所有権移転登記に必要な経費)
 - ①収入印紙 : 不動産契約書に貼付、契約金額により収入印紙代は異なります。
 - ②登録免許税:所有権移転登記に際し、登記嘱託書に貼付します。金額は市より通知いたします。